

## あいおいニッセイ同和損保

立ちどまらない保険。

MS&amp;AD INSURANCE GROUP



## 所得補償保険



## ご契約にあたってのご注意

●保険契約のお申込みの際は、保険申込書の各項目(生年月日、年令、職業・職務など)について正しくご記入ください。正しく記入していただけなかった場合や、記入していただいた内容が事実と異なる場合、ご契約を解除することや保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

●健康状態告知は、健康状態告知書質問事項をよくお読みのうえ、回答を「健康状態告知書質問事項回答欄」に正しくご記入ください。その際、必ず被保険者ご自身が回答内容について事実と相違ないことを確認のうえ、ご署名ください。また、回答内容により、契約をお引受けできない場合や、特別な条件付きでお引受けする場合がありますので、あらかじめご了承ください。なお、補償内容が拡大しない契約内容で継続する場合は告知事項とはなりません。

●健康状態告知について、保険契約者または被保険者の故意または重大な過失により、回答がなかった場合や回答内容が事実と異なっている場合には、保険期間の開始時\*から1年以内であれば、ご契約を解除することがあります。

また、保険期間の開始時\*から1年を経過していても、回答がなかった事実または回答内容と異なる事実に基づく保険金支払事由が、保険期間の開始時\*から1年以内に発生していた場合には、ご契約を解除することがあります。

\* 継続契約の場合は、継続されてきた最初の保険期間の開始時となります。

●他の保険契約等の有無については、危険に関する重要な事項の告知事項として保険申込書に記入していただけます。正しく記入していただけなかった場合には、ご契約を解除することがありますのでご注意ください。

●すべてのご契約に「無事故戻しに関する規定の不適用特約」が自動セットされていますので、保険料の無事故戻しはありません(特約がセットされることであらかじめ保険料は割引となっています)。

●請求権等の代位について  
所得補償保険金について、損失が発生したことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権\*を取得した場合に、当社がその損失に対して保険金をお支払いしたときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

①当社が損失の額の全額を保険金としてお支払いした場合  
被保険者が取得した債権の全額  
②上記①以外の場合  
被保険者が取得した債権の額から、保険金をお支払いしていない損失の額を差し引いた額

\* 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。  
(注1) 所得補償保険金のお支払いの前に、被保険者が第三者から損害賠償を受け、その損害賠償に所得補償保険金に相当する額が含まれている場合は、当社はその額を差し引いた損失の額に対して所得補償保険金をお支払いします。  
(注2) 上記以外の保険金についても請求権等の代位に関して規定されている場合があります。詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。

●税法上の取扱い(平成29年11月現在)  
保険料負担者が個人の場合、払い込んだ保険料のうち、所定の額が税法上の生命保険料控除の対象となります。  
(注) 上記「税法上の取扱い」は、今後の税制改正により変更となる場合がありますので、ご注意ください。

●万一事故が発生した場合は、30日以内に代理店・扱者または当社までご連絡ください。ご連絡が遅れた場合、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

●所得補償保険金の請求にあたっては、原則として所得を証明する書類[給与証明書、源泉徴収票、確定申告(写)等]を提出していただく必要があります。

## 保険会社等の連絡・相談・苦情窓口について

当社へのご相談・苦情がある場合は  
下記にご連絡ください。

あいおいニッセイ同和損保カスタマーセンター

**0120-721-101** (無料)

\*受付時間 平日 9:00～17:00  
(土・日・祝日および年末年始は休業させていただきます)

## 事故が発生した場合は

遅滞なくご契約の代理店・扱者または下記にご連絡ください。

あんしん24受付センター

**0120-985-024** (無料)

\*受付時間[24時間365日]  
\*IP電話からは0276-90-8852(有料)におかけください。  
\*おかけ間違いにご注意ください。

## 指定紛争解決機関について

## 当社との間で問題を解決できない場合は

一般社団法人日本損害保険協会のお客さま対応窓口で、損害保険に関する一般的なご相談に対応しています。また、保険業法に基づく指定紛争解決機関として、損害保険会社の業務に関連する苦情の受付や紛争解決の支援を行っています。

そんぽADRセンター(損害保険相談・紛争解決サポートセンター)

[ダイヤル] **0570-022-808** (全国共通)(通話料有料)

\*受付時間 [平日 9:15～17:00 (土・日・祝日および年末年始を除きます)]  
\*携帯電話からも利用できます。  
\*IP 電話からは 03-4332-5241 におかけください。  
\*おかけ間違いにご注意ください。  
\*詳細は、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。  
http://www.sonpo.or.jp/efforts/adr/

## 保険に関するお問合わせ

あいおいニッセイ同和損保カスタマーセンター

**0120-101-101** (無料)

【受付時間】 平日 9:00～19:00  
土・日・祝日 9:00～17:00  
(年末年始は休業させていただきます)

\*ご契約内容の詳細や事故に関するお問合わせは取扱代理店・扱者または当社営業店・サービスセンター等にお取次ぎさせていただきます場合があります。

●このパンフレットは「所得補償保険」の概要を説明したものです。ご契約にあたっては必ず「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。また、詳しくは「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご用意していますので、必要に応じて当社ホームページでご参照ください。もしくは、代理店・扱者または当社までご請求ください。ご不明な点につきましては、代理店・扱者または当社にお問合わせください。なお、保険料払込みの際は、当社所定の保険料領収証を発行することとしていますので、お確かめください(保険料を口座振替で払い込むご契約等、一部保険料領収証を発行しない場合があります)。ご契約の手続きが完了した後、1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、当社までお問合わせください。ご契約後に当社から確認の連絡をすることがあります。

●契約取扱者が当社代理店または社員の場合は、当社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、当社代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、当社と直接契約されたものとなります。

ECO このパンフレットは環境に配慮した用紙・印刷方法を採用しています。



## 契約概要のご説明

この保険の内容をご理解いただくための事項を、この「契約概要のご説明」に記載しています。この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は、「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご確認ください。また、ご不明な点につきましては、代理店・扱者または当社までお問合わせください。保険契約者と被保険者が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容をお伝えくださいますようお願いいたします。

## 1. 商品の仕組み

1. 商品の仕組み  
所得補償保険は、被保険者が身体障害を被り、その直接の結果として就業不能となった場合に、被保険者が被った損失について保険金をお支払いする保険です。

## 2. 被保険者の範囲

(1) 所得補償保険は会社員や自営業の方など、働いて収入(所得)を得ている方が被保険者となります。ここでいう所得とは、勤労により得られるものをいひ、利息収入や家賃収入等は含まれません。  
(注)「家事従事者特約」をセットすることにより、家事従事者(被保険者の家庭において、炊事、掃除、洗濯および育児等の家事を主として行っている方)を被保険者とすることができます。  
(2) 被保険者としてご加入できる方は、始期日時点における年令が満15才から満79才までの方となります。

## 2. 基本となる補償、保険金額の設定 等

## 1. 保険金をお支払いする場合とお支払いできない主な場合

前記「お支払いする保険金のご説明」をご参照ください。詳細は「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご参照ください。

## 2. セットできる主な特約とその概要

ご希望によりセットする特約が選択できます(別に定める保険料の払込みが必要となる場合があります)。詳細は「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご確認ください。

## 3. 保険金額の設定

保険金額の設定については、以下の点にご注意ください。また、お客さまの保険金額は、保険申込書をご確認ください。

(1) 年令や職業・職務などにより引受けの限度額があります。  
(2) 所得補償保険金額は、被保険者の加入する公的医療保険制度\*による給付内容や他の保険契約等の加入状況を勘案し、平均所得額の範囲内で、適正な額となるように設定してください。なお、所得補償保険金額が被保険者の平均月間所得額を上回っている場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできませんのでご注意ください。  
\* 公的医療保険制度とは、健康保険法等法律に基づく医療保険制度をいいます。

## 4. 保険期間および補償の開始・終了時期

(1) 保険期間：1年間です。  
(2) 補償の開始：始期日の午後4時(保険申込書に異なる時刻が記載されている場合はその時刻)に始まります。  
(3) 補償の終了：満期日の午後4時に終わります。

## 3. 保険料の決定の仕組みと払込方法 等

## 1. 保険料の決定の仕組み

(1) 保険料は、保険金額、職業・職務および年令等により決まります。実際に契約する保険料は、保険申込書をご確認ください。  
(2) この保険の最低保険料は1保険契約につき1,000円となります。また、団体割引を適用する場合は、所定の最低保険料が条件となります。詳細は代理店・扱者または当社までお問合わせください。

## 2. 保険料の払込方法

(1) ご契約の保険料は、次のとおりキャッシュレスで払い込むことができます(ご契約内容により現金で払い込むこともできます)。ただし、ご契約内容または代理店・扱者によっては取扱いできない払込方法があります。  
(注) 現金による払込みの場合、当社所定の保険料領収証を発行することとしていますので、お確かめください。

[○：選択できます ×：選択できません]

主な払込方法	分割払(月払)*1	一時払
口座振替	○	○
クレジットカード払	○**2	○
払込票払	×	○

\*1 保険料割増が適用されます。  
\*2 初回保険料のみ選択できます。

(2) 保険料は、保険料の払込みが猶予される場合を除き、ご契約およびご契約内容の変更と同時に払い込んでください。始期日以降であっても、次の就業不能に対しては保険金をお支払いできません。  
●代理店・扱者または当社が保険料を領収する前に被った身体障害による就業不能  
●代理店・扱者または当社が保険料を領収する前に始まった就業不能

## 4. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

## 5. 解約と解約返れい金

ご契約を解約する場合は、代理店・扱者または当社まで速やかにお申し出ください。

(1) ご契約の解約に際しては、契約時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。  
(2) 解約の条件によって、解約日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還します。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。  
(3) 始期日から解約日まで期間に応じて払い込むべき保険料の払込状況により、追加の保険料を請求する場合があります(特に、初回保険料を口座振替で払い込む分割払のご契約については、追加請求が発生します)。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。

● ご相談・お申込先

## あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

MS&AD INSURANCE GROUP


〒150-8488 東京都渋谷区恵比寿1-28-1  
http://www.aioinissaydowa.co.jp/

# 突然のケガや病気…。 そんなとき、 あなたの生活を支えます。

一家の大黒柱には、「万一」への備えが必要。「所得補償保険」は、あなたがケガ(傷害)や病気(疾病)で働けなくなったとき、  
月々の生活を支える保険です。

**1** **長期療養でもOK!  
最高730日間補償。**

ケガはもちろん、病気によって万が一働けなくなった場合の所得を補償。長期療養の場合も、最高730日間\*まで補償します。  
※満63才以下の方で、てん補期間2年でご契約された場合となります。



**2** **いつでもどこでも補償します。**

事故の発生がお仕事はもちろん、レジャーや旅行中でも、国内、国外を問わず補償します。



**3** **ご加入の際、  
医師による診査は  
不要です。**

ご加入の際は、健康状態告知書質問事項への回答のみで、医師による診査の必要はありません。

**4** **骨髄提供に伴う  
入院も補償します。**

骨髄提供者(ドナー)が、骨髄採取の手術に伴って入院された場合も補償\*します。  
※初年度契約については1年の待機期間があります。  
(注)すべてのご契約に「骨髄採取手術に伴う入院補償特約」が自動セットされます。

**5** **特約をセット  
することにより、  
家事従事者\*の方を  
被保険者とする  
ことができます。**

※被保険者の家庭において炊事、掃除、洗濯および育児等の家事を主として行っている方をいいます。

【複数のご契約があるお客さまへ】  
被保険者またはそのご家族が契約されている他の保険契約等(異なる保険種類の特約や当社以外の保険契約または共済契約を含みます)により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。補償の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、契約の要否をご判断のうえ、ご契約ください。  
(注)複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみにセットされている場合、契約を解約したとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。


**こんな場合に補償します** …お支払い例…  
(例) 所得補償保険金額(ご契約金額)10万円、免責期間7日間、てん補期間2年間で契約いただいた場合

**病気で手術を受け、入院中と自宅での療養の期間、会社を休んだ。(就業不能期間4か月と22日)**

■保険金お支払いの対象期間 4か月22日—免責期間7日間 → **4か月15日**

■お支払いする保険金(所得補償保険金) 10万円×4か月+10万円× $\frac{15日}{30日}$  → **45万円**

※支払対象期間に1か月に満たない日数がある場合は、1か月を30日として日割計算します。



## 所得補償保険保険料表

月払	保険期間	てん補期間	免責期間	所得補償保険金額(月額)
	1年	2年	7日	10万円

※保険料の払込方法が口座振替の場合

◎入院のみ補償特約セットなし

年齢	職種級別	基本職種級別1級	基本職種級別2級	基本職種級別3級
20~24才		880円	1,010円	1,180円
25~29才		1,020円	1,170円	1,370円
30~34才		1,280円	1,470円	1,730円
35~39才		1,660円	1,900円	2,240円
40~44才		2,140円	2,450円	2,880円
45~49才		2,610円	3,000円	3,520円
50~54才		3,080円	3,540円	4,150円

◎入院のみ補償特約セットあり

年齢	職種級別	基本職種級別1級	基本職種級別2級	基本職種級別3級
20~24才		560円	650円	760円
25~29才		650円	750円	880円
30~34才		820円	940円	1,110円
35~39才		1,060円	1,220円	1,430円
40~44才		1,370円	1,570円	1,850円
45~49才		1,670円	1,920円	2,250円
50~54才		1,970円	2,270円	2,660円

**年払**

保険期間	てん補期間	免責期間	所得補償保険金額(月額)
1年	2年	7日	10万円

◎入院のみ補償特約セットなし

年齢	職種級別	基本職種級別1級	基本職種級別2級	基本職種級別3級
20~24才		10,040円	11,540円	13,530円
25~29才		11,620円	13,360円	15,690円
30~34才		14,610円	16,770円	19,750円
35~39才		18,920円	21,750円	25,560円
40~44才		24,400円	28,050円	32,950円
45~49才		29,800円	34,280円	40,260円
50~54才		35,190円	40,500円	47,480円

◎入院のみ補償特約セットあり

年齢	職種級別	基本職種級別1級	基本職種級別2級	基本職種級別3級
20~24才		6,420円	7,390円	8,660円
25~29才		7,440円	8,550円	10,040円
30~34才		9,350円	10,730円	12,640円
35~39才		12,110円	13,920円	16,360円
40~44才		15,620円	17,950円	21,090円
45~49才		19,070円	21,940円	25,760円
50~54才		22,530円	25,920円	30,390円

(注)すべてのご契約に「無事故戻しに関する規定の不適用特約」が自動セットされます。上記保険料は個人契約の場合の保険料です。

所得補償保険 職種級別表	基本職種級別	職業例
1 級		会社役員・管理職(作業危険のない方)、一般事務員、タイピスト、医師、歯科医師、薬剤師、弁護士、公認会計士、司法書士、教師、飲食店主、卸・小売店主・従業員(危険物を取り扱わない方)、製図工、家政婦 など
2 級		研究者・電気技術者(危険物を取り扱わない方)、電車運転士、無線通信員、電話交換手、郵便配達人、電気機械器具組立工、計器類修理工、縫製作業員、紙製品製造作業員(手工)、印刷作業員(製版作業員・印刷作業員・製本作業員(手工)・印刷写真工)、ゴム製品製造工、飲食品製造作業員、理容師、調理人、漆器工、屋内清掃員、時計・光学機械器具組立工、プラスチック製品成形・加工工(手工)、がん具製造工 など
3 級		金属彫刻工、馬調教師、かわ製品製造作業員(手工)、陶磁器成形工、七宝工、化粧品製造工、研究者・電気技術者(危険物を取り扱う方)、針金製品製造工、化学工(危険物を取り扱わない方)、製缶工、板金工、自転車修理組立作業員、製糸・紡織作業員(一般工員)、パルプ・紙・紙製品製造作業員(機械工)、製本作業員(機械工)、製革工、警備員、製鋼工(一般工員)、鋳物工、金属熱処理工、金属工作機械工、金属プレス工、電気溶接工、輸送機械組立・作業員、ガラス製品成形工、建設機械運転工 など

**<用語の解説>**  
**【被保険者】**とは 補償の対象となる方をいいます。  
**【身体障害】**とは 急激かつ偶然な外来の事故によるケガと病気(ケガ以外の身体の障害をいいます)をあわせて身体障害とします。  
**【就業不能】**とは 被保険者が身体障害を被り、次のいずれかの事由により保険証券に記載された業務に全く従事できない状態をいいます。なお、被保険者が身体障害に起因して死亡した後は身体障害が治癒した後は、就業不能とはなりません。  
 (1)その身体障害の治療\*のため、入院していること。  
 (2)上記以外で、その身体障害につき、治療\*を受けていること。  
 (注1)「入院のみ補償特約」がセットされた場合、身体障害を被り、その身体障害の治療\*のため入院していることにより、保険証券に記載された業務に全く従事できない状態をいいます。  
 (注2)「家事従事者特約」がセットされた場合、身体障害を被り、その身体障害の治療\*のため入院していることにより、炊事、掃除、洗濯および育児などの家事に全く従事できない状態をいいます。  
 \*治療とは、医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。  
**【入院】**とは 自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。  
**【免責期間】**とは 就業不能が開始した日からその日を含めて、継続して就業不能である保険証券に記載された日数をいいます。この期間に対しては保険金をお支払いできません。  
**【就業不能期間】**とは てん補期間内における被保険者の就業不能の日数をいいます。  
**【所得】**とは 証券記載業務を遂行することにより得られる給与所得、事業所得または雑所得に係る総収入金額から就業不能となることにより支出を免れる金額を差し引いたものをいいます。ただし、就業不能の発生にかかわらず得られる収入は所得に含まれません。  
**【平均月間所得額】**とは 被保険者が就業不能となる直前12か月における被保険者の所得の平均月間額をいいます。(注)詳細は次頁の「保険金額設定上のご注意」をご確認ください。  
**【てん補期間】**とは 当社が保険金を支払う限度日数で、免責期間終了の日翌日からその日を含めて、保険証券に記載された期間をいいます。

## 保険金額設定上のご注意

**所得補償保険金額の設定※につきましては、平均所得額の範囲内で、適正な額を設定してください。**  
 所得補償保険金額(ご契約金額)が被保険者(補償の対象となる方)の「平均月間所得額」を上回る部分については保険金をお支払いできませんのでご注意ください。  
 ※所得補償保険金額(ご契約金額)の設定につきましては、被保険者の方の加入する公的医療保険制度(健康保険法等の法律に基づく医療保険制度をいいます)による給付内容や他の保険契約等の加入状況を勘案し、下に定める割合以下の金額でお決めいただきます。

被保険者が加入されている公的医療保険制度	平均所得額に対する保険金額割合
国民健康保険(例:個人事業主)	70%以下
健康保険、共済組合(例:給与所得者、公務員)	50%以下

・「平均所得額」とは、保険契約締結直前12か月における所得の平均月間額をいいます。  
 ・「平均月間所得額」とは、ケガや病気働けなくなる直前12か月における被保険者(補償の対象となる方)の所得の平均月間額をいい、以下のとおり計算した額をいいます。\*1

$$\text{平均月間所得額} = \frac{\text{年間収入額} * 2 - \text{働けなくなったことにより支出を免れる金額} * 3}{12(\text{か月})}$$

- \*1 被保険者が事業所得者の場合は、被保険者ご本人が働けなくなったことにより減少する売上高・経費等に応じて決定します。
- \*2 給与所得、事業所得または原稿料等の雑所得に係る税引前収入額で、利子所得、配当所得、不動産所得等は含まれません。就労の有無にかかわらず得られる役員報酬等がある場合にはこれも含まれません。
- \*3 被保険者が事業所得者の場合は、その事業に要する経費のうち、接待交際費・旅費交通費などをいいます。

## お支払いする保険金のご説明

所得補償保険の普通保険約款、特約の補償内容および保険金をお支払いできない主な場合をご説明します。詳細は、「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご確認ください。

### ①普通保険約款の補償内容

被保険者が、急激かつ偶然な外来の事故によるケガまたは病気を被り、その直接の結果として保険期間中に就業不能になった場合に、被保険者が被った損失に対して保険金をお支払いします。

【複数のご契約があるお客さまへ】  
 被保険者またはそのご家族が契約されている他の保険契約等(異なる保険種類の特約や当社以外の保険契約または共済契約を含みます)により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。補償が重複すると、補償の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、契約の要否をご判断のうえ、ご契約ください。  
 (注)複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみにセットされている場合、契約を解約したとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
所得補償 保険金	「ケガ」または「病気」による 就業不能時の収入を補償 身体障害により、就業不能となった場合	$\text{保険金額} \times \text{就業不能期間の月数} * 1$ $+ \text{保険金額} \times \frac{\text{就業不能期間のうち1か月に満たない期間の日数}}{30}$	(1) 保険期間の開始時*1より前に就業不能の原因となった身体障害を被っていた場合については保険金をお支払いできません。 (注)上記の取扱いは、「ご契約時に正しく告知して契約した場合」または「ご契約時に自覚症状がない身体障害であってもそれが保険期間開始時*1より前に被ったものである場合にも適用されますのでご注意ください。ただし、保険期間開始時*1からその日を含めて1年を経過した後に就業不能の原因となった身体障害を被った場合には、保険金をお支払いすることができます。 *1 継続契約の場合は、継続されてきた最初の保険期間の開始時となります。 (2) 次のいずれかによる就業不能に対しては保険金をお支払いできません。 ● 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失による身体障害 ● 被保険者の競争行為、自殺行為または犯罪行為による身体障害 ● 治療を目的として医師が使用した場合以外における被保険者の麻薬、へん、大麻または覚せい剤、シンナー等の使用による身体障害 ● 被保険者の妊娠、出産、早産または流産による身体障害*2 ● 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動による身体障害*3 ● 核燃料物質などの放射性・爆発性・有毒な特性による事故による身体障害 ● むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの*4 ● 被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故によって被ったケガア、法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車運転している間イ、道路交通法第65条第1項に定める酒気帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間 ● 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ*5 など *2 「妊娠に伴う身体障害補償特約」がセットされた場合、公的医療保険制度の給付対象となる身体障害に関しては保険金お支払いの対象となります。 *3 テロ行為によって発生した身体障害に関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。 *4 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、レントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科・耳鼻科検査等から保険金額に該当するところがないものをいいます。 *5 「防災危険補償特約(所得補償保険別)」がセットされた場合、保険金お支払いの対象となります。 (3) 被保険者が被った精神障害を原因として発生した就業不能または被保険者の妊娠もしくは出産を原因として発生した就業不能に対しては、保険金をお支払いできません。 (4) 特定疾病等補償対象外の条件でのお引受けとなった場合、「特定疾病等対象外特約」がセットされます。この場合、保険証券に記載されたケガまたは病気による就業不能に対しては保険金をお支払いできません。
		(ご注意) 保険金または共済金が支払われる他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額*の合計額が、平均月間所得額を超えるときは、下記の額を就業不能期間1か月あたりの保険金としてお支払いします。 ● 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の就業不能期間1か月あたりの支払責任額* ● 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、平均月間所得額から他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の就業不能期間1か月あたりの支払責任額*を限度とします。 * 他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。	

(ご注意) 保険金または共済金が支払われる他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額\*の合計額が、平均月間所得額を超えるときは、下記の額を就業不能期間1か月あたりの保険金としてお支払いします。

- 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の就業不能期間1か月あたりの支払責任額\*
- 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、平均月間所得額から他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の就業不能期間1か月あたりの支払責任額\*を限度とします。

### ②補償条件に関する主な特約

普通保険約款の補償条件を拡大または制限する特約のうち主なものは下表のとおりです。

特約名	概要
骨髄採取手術に伴う入院補償特約	骨髄採取手術を直接の目的として入院していることにより、保険証券に記載された業務に全く従事できない場合についても所得補償保険金をお支払いします。 (注)すべてのご契約に自動セットされます。
入院による就業不能時追加補償特約(注)一般団体契約に限りセットできます。	被保険者が入院により就業不能となった場合、普通保険約款における就業不能が開始した日からその日を含めて免責期間終了日までの期間についても所得補償保険金をお支払いします。